

再犯のない社会へ。
就労支援にご協力ください。



愛と希望で、
再犯のない社会へ。

特定非営利活動法人

広島県就労支援事業者機構

人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク



ごあいさつ



平成29年の「再犯防止推進計画」に続き、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。第二次計画においても、七つの重点課題の筆頭に「就労の確保」が掲げられており、広島県下の各関係機関が一丸となって、更生保護に取り組んでいるところです。

こうした中、本機構は、再犯防止の要となる就労支援事業者として、国からは「更生保護就労支援事業」を、広島県からは「刑事司法手続きの終了した人」を、広島弁護士会からは「審判・裁判確定前の人」をそれぞれ任せられ、就職活動支援・就職後の職場定着支援に取り組み、着実に実践しております。

本機構は、平成22年4月の設立から13年目を迎えました。長きにわたり活動の礎となってきた会員の皆様、協力雇用主の事業者様をはじめ、事業活動で直接指導を賜っています各機関の方々に感謝申し上げます。

一人でも多くの方が、更生保護に理解ある協力雇用主の下で「職場」という居場所を見つけ、生き生きと働いて自信を取り戻し、人生の再出発をする姿こそ、何より切望するところです。

国際情勢の激変に伴い、国内事情も大きく変化していますが、そんな中であっても、種々の困難を乗り越えて雇用してくだっている協力雇用主の皆様に変更して感謝いたします。当機構は、今後とも一人ひとりのニーズに相応した就労支援を展開してまいります。

皆様方からの一層のご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

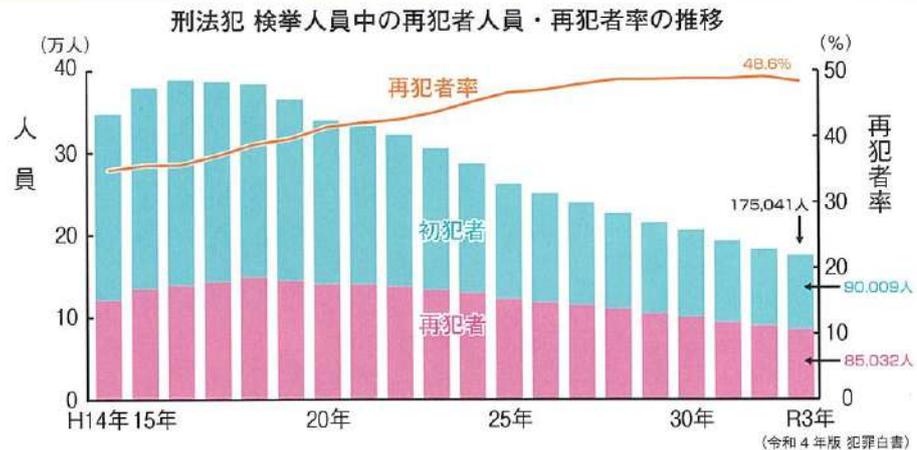
令和5年7月

特定非営利活動法人 広島県就労支援事業者機構

会長 菊田 知英

■「安全・安心な社会づくり」のためには再犯を防止することが重要です。

再犯者の割合は、近年上昇し半数近くをしめています。



刑務所からの釈放者のうち、満期釈放者の約47%、仮釈放者の約30%が5年以内に再犯をしています。

■再犯の防止のためには、就労の支援が必要です。

- 保護観察対象者の職の有無による再犯率の違い (保護観察中の再犯率H29~R3・5年間)



保護観察対象者の再犯率は、職の有無により大きな差があります。

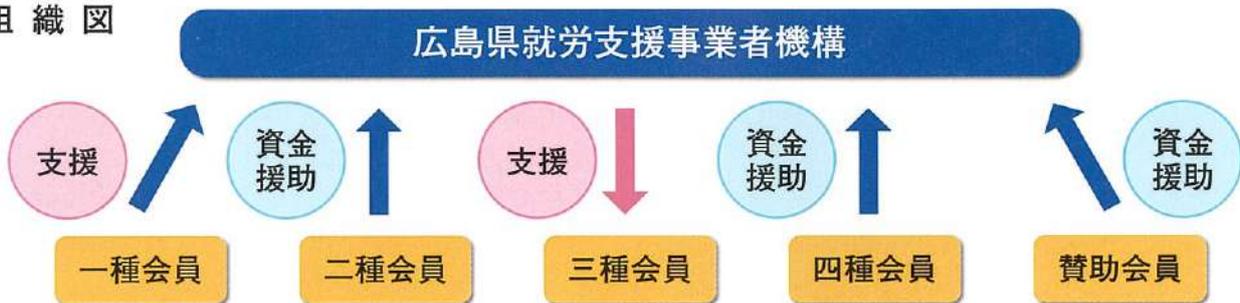
令和3年中の保護観察終了者24,075人のうち、5,653人(24.0%)が無職のまま保護観察を終えています。(令和3年保護統計年報より)

特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構は、
 広島県内の経済界の協力により、犯罪や非行をした者を雇用する事業者を支援し、
 安全・安心な社会づくりに貢献する組織です。

■ 事業内容

- ①協力雇用主の増加を図る事業
- ②求人情報・求職情報をハローワークに伝達し、ハローワークの斡旋による就労支援の事業
- ③協力雇用主が犯罪や非行をした者を雇用した場合におけるその給与支払いの助成事業
- ④協力雇用主が犯罪や非行をした者を雇用する場合における身元保証制度の広報及び斡旋事業
- ⑤職場体験講習、就労セミナー及び見学会等の実施事業
- ⑥就労支援活動に従事する者に対する研修、指導及び顕彰事業
- ⑦犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報事業

■ 組織図



- ・ 一種会員：事業者団体（就労支援の広報、啓発）
- ・ 二種会員：一般事業者で、定められた会費を支払ったもの（下記の会費）
- ・ 三種会員：犯罪や非行をした者を雇用し立ち直りに協力する事業者（協力雇用主）
- ・ 四種会員：個人及び非営利事業の法人・団体で、定められた会費を支払ったもの（下記の会費）
- ・ 賛助会員：個人及び非営利事業の法人・団体で、定められた会費を支払ったもの（下記の会費）

■ 役員体制（令和5年7月現在）

理事

会長	一般社団法人中国経済連合会特別顧問	苅田 知英
副会長	広島商工会議所会頭・株式会社広島銀行会長	池田 晃治
副会長	広島県経営者協会会長	西川 正洋
副会長	広島経済同友会代表幹事	武田 龍雄
副会長	広島県保護司会連合会会長	奥野 英幸
副会長兼常務理事	広島県保護司会連合会顧問	間所 了
理事	広島県協力雇用主会連絡協議会会長	牧尾 良二
	安佐南地区保護司会会長	西田 英治
	更生保護法人ウィズ広島理事長	山田 勤一
	更生保護法人呉清明園理事長	平原 正敏

監事

弁護士・元広島弁護士会会長	木村 豊
広島県更生保護女性連盟会長	山野千佳子

■ 会費

会費を頂く会員は、二種会員・四種会員及び賛助会員です。就労支援事業は、会員の会費によって支えられています。

会員となり、就労支援事業に参加して下さい。

- ・ 二種会員の会費は年間5,000円～100,000円（5口以上100口まで）です。
- ・ 四種会員の会費は年間5,000円～100,000円（5口以上100口まで）です。
- ・ 賛助会員の会費は年間1,000円～4,000円（1口以上4口まで）です。

■特定非営利活動法人 広島県就労支援事業者機構設立趣旨書

法秩序の維持と治安の確保は社会が健全に発展していくための基盤である。我が国の刑法犯認知件数は近年減少しているものの、依然として相当高い水準にあり、犯罪の手口は複雑・巧妙化し、また、凶悪な事件の発生は後を絶たず、いわゆる体感治安はますます悪化している。

犯罪対策としては、刑事司法、教育、経済等さまざまな領域からの取組が可能であるが、犯罪の発生全般を抑制するための対策は広範多岐にわたり、それらのすべてを実現していくことは容易ではない。その中で、更生保護は、犯罪をした者に対して社会内で相応の処遇を行い改善更生を図ろうとするものであり、再犯を防ぐことによって犯罪を抑制し、治安を向上させる効果が相当に期待できる制度であると言える。

ところで、犯罪や非行をした者が社会の一員として更生するためには、就労の機会を得て正業に従事することが極めて重要である。就労を続けることによって、経済的な自立が図られるほか、社会人としての責任感が備わり、対人関係の持ち方を学び、それらに伴って規範意識が養われ、ひいては犯罪の抑止につながるものと考えられる。

現状においては、犯罪や非行をした者であることを承知した上で、彼らを雇用する善意の篤志家である協力雇用主が、就労先を提供することによって犯罪や非行をした者の更生を助けている。

しかし、職を求める犯罪や非行をした者に対して、協力雇用主の数及び業種は十分とは言えず、また、地域や周囲の理解と協力が欠

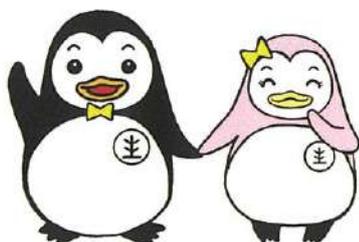
ける中で、それらの雇用を継続することは多くの苦労と困難を伴うものと推察される。

もとより、治安の確保による恩恵は社会全体にもたらされるものであり、犯罪や非行をした者の就労の確保についても、ごく一部の献身的な篤志家の負担に頼るのではなく、経済界全体の理解と協力によって支えられるべきものであると考える。

以上を踏まえ、犯罪や非行をした者の雇用に直接関与しない事業所においても、資金その他の面で協力し、各種の事業団体にあっては、傘下の事業所に犯罪や非行をした者の就労支援が重要であるとの考えを浸透させることに協力するものとし、それらによって協力雇用主の拡充及び助成を行う仕組みを広島県内において構築する必要があると考え、本機構を設立しようとするものである。

安心して暮らせる社会、犯罪者を出さない社会を築くためには、国民一人ひとりの理解と協力が求められるところであり、治安の確保が社会発展の基盤であることを考えれば、企業としてそのために応分の協力をすることは企業の社会的責任を果たすことでもあるとの認識の下に、本機構は、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援して、その更生を助けることによって、犯罪の抑止を図り、もって、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

なお、本機構は、特定非営利活動促進法に基づく法人とすることにより、法に定められた手続に従って組織運営や情報公開をなし、社会的信用を高めるとともに、明確な責任のもとに充実した運営を行いうるよう事業を遂行するものである。



特定非営利活動法人 広島県就労支援事業者機構

〒730-0014 広島市中区上幟町3番26号 広島メイプルビル5階
TEL/FAX 082-211-2240

ホームページ： <https://www.hiroshima-syuurou.jp/>

E-mail： info@hiroshima-syuurou.jp